

第12次足立区交通安全計画の概要

1 交通安全計画の概要

(1) 策定の目的 ※ 根拠法：交通安全対策基本法

足立区内における陸上交通の安全に関する施策の大綱であり、東京都が定める交通安全計画に基づき作成される。人優先、人命尊重の理念に立って、交通事故死傷者ゼロに近づけるため、交通対策を重点的・計画的に推進する

(2) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

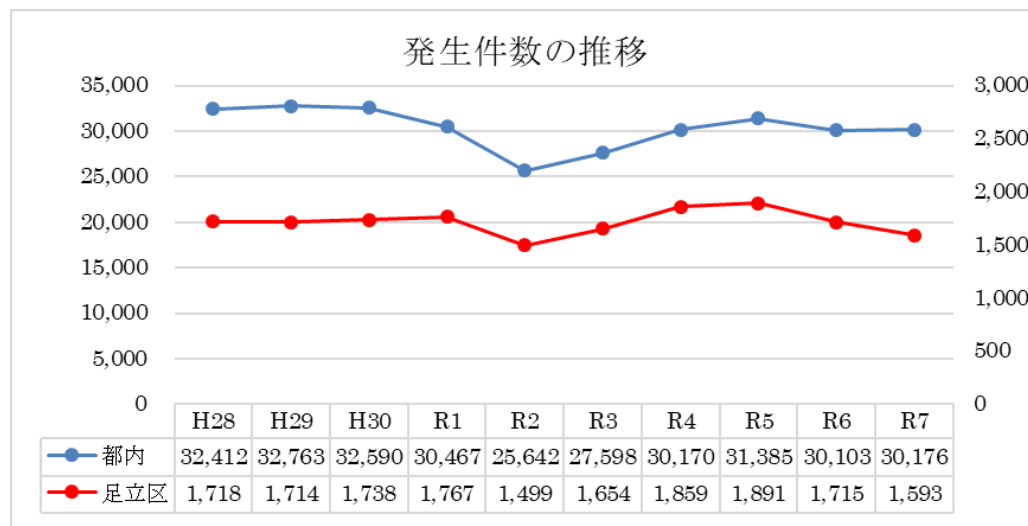
(3) 第12次足立区交通安全計画の新たな3つの視点

- ア 「交通反則通告制度（青切符）」開始に伴う自転車利用の対策、周知啓発
- イ 近年増加傾向にある区内在留外国人への交通安全周知啓発
- ウ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティ対策の推進

2 区内の交通事故の現状

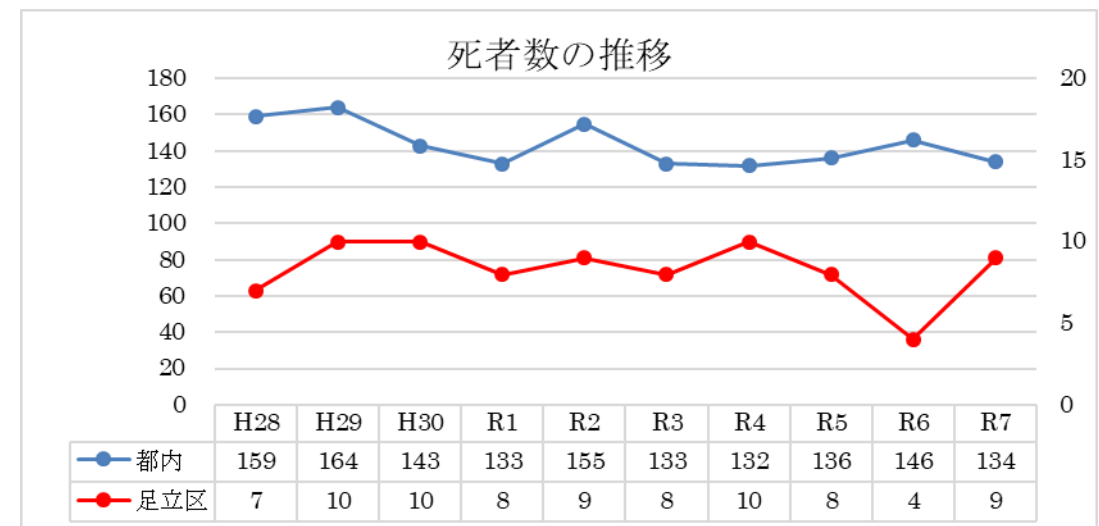
(1) 交通事故件数

令和2年に過去最少の1,499件
その後はほぼ横ばいを推移している



(2) 交通事故死者数

令和6年は過去最低の4名
一方、令和7年は9名と倍増している

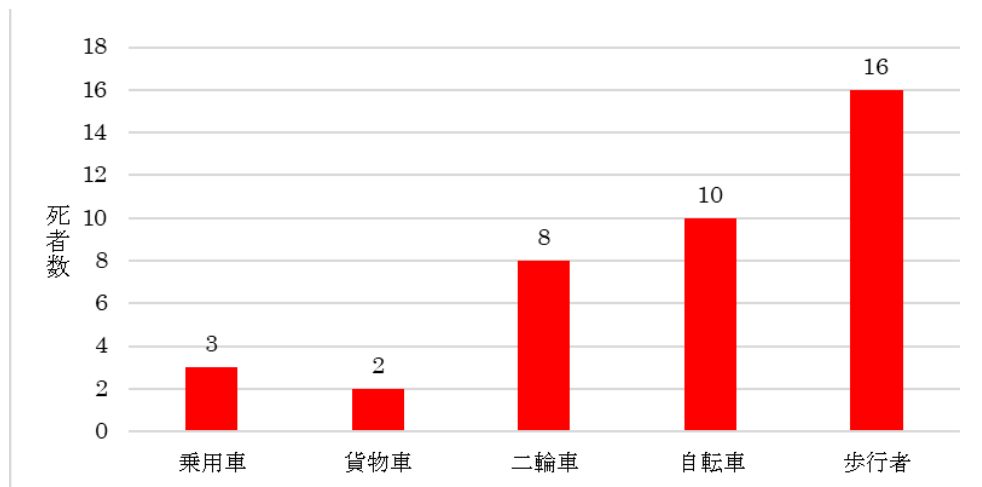


第12次足立区交通安全計画の概要

2 区内の交通事故の現状

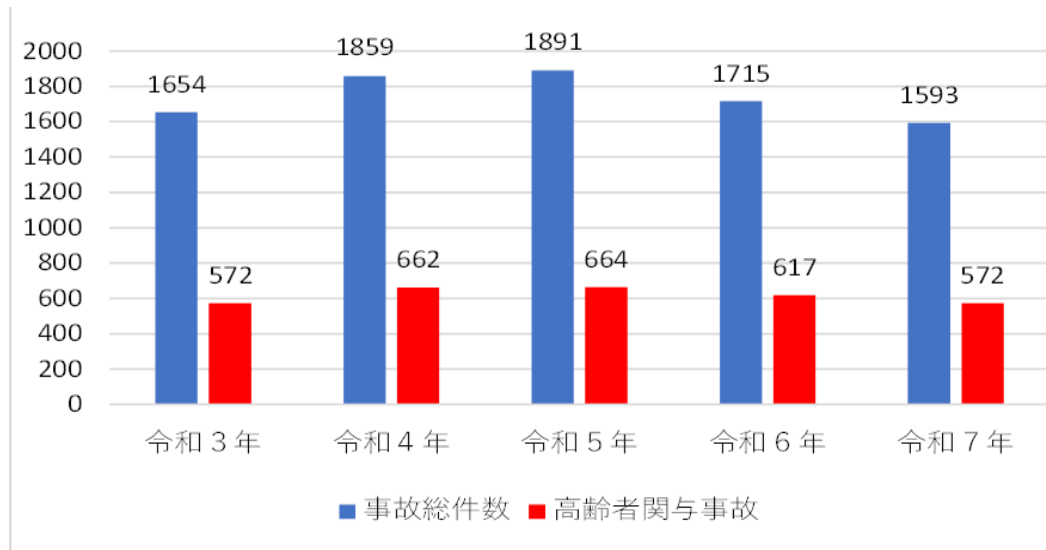
(3) 当事者別交通事故死者数

歩行者がもっと多くなっている
次いで、自転車、二輪車となっている



(4) 高齢者が関与する事故件数

全体の約35%が高齢者が関与する事故
令和3年からほぼ横ばいで推移している



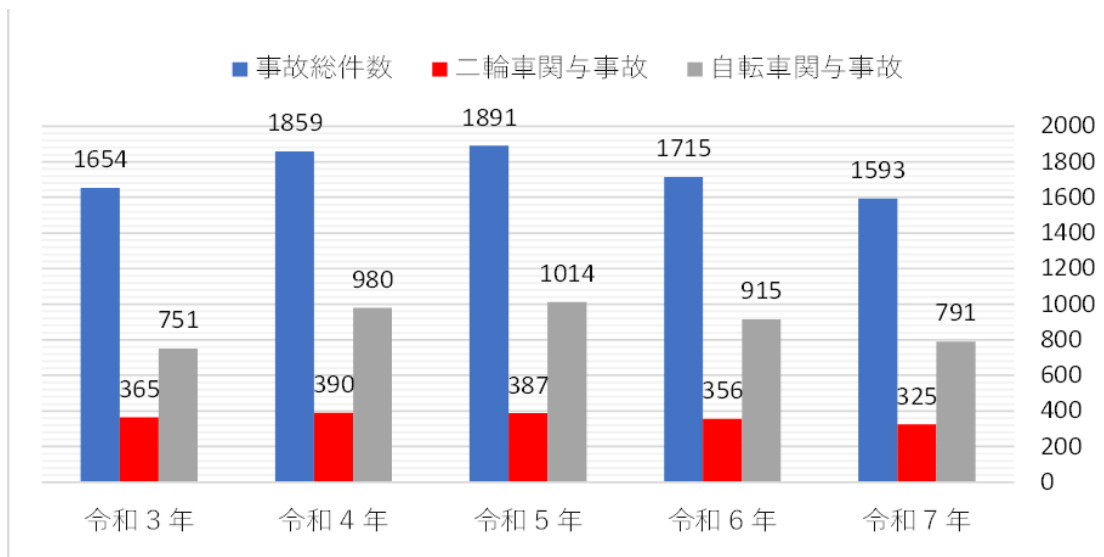
第12次足立区交通安全計画の概要

2 区内の交通事故の現状

(5) 二輪車・自転車関与事故の割合

二輪車が関与する事故の割合は全体の20%

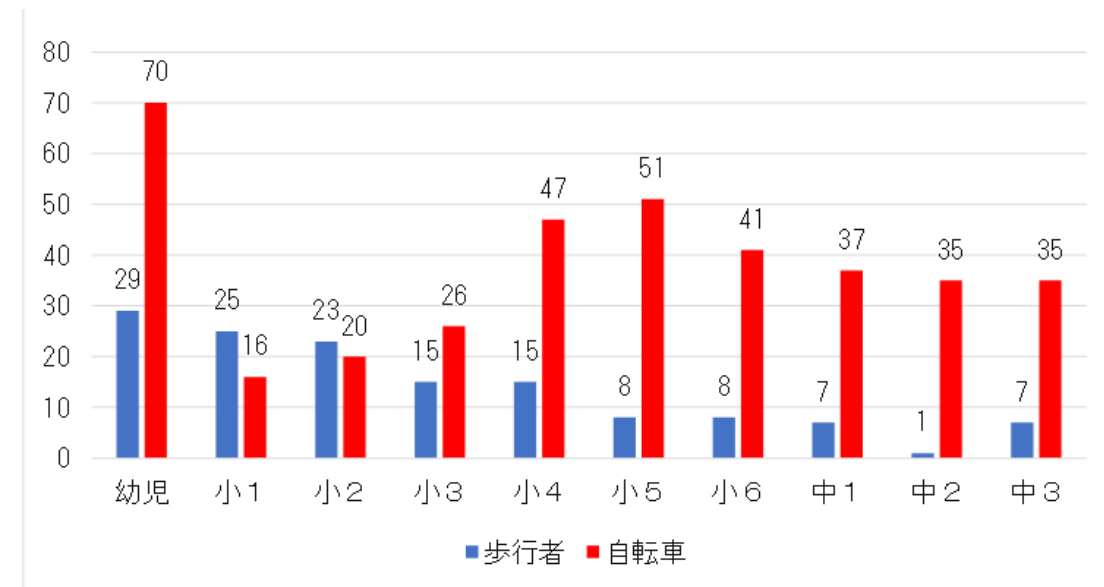
自転車に関与する事故の割合は全体の50%



(6) 子どもの死傷者数

小学校低学年は歩行者の事故比率が高い

小学3年以降は自転車の事故比率が高い



第1 2次足立区交通安全計画の概要

3 交通安全計画の目標

目標①（基本目標）

令和1 2年までに区内の2 4時間死者数※を5人以下とする。

※ 交通事故発生から2 4時間以内に死亡した場合を指す

目標②（補完的な目標）

令和1 2年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合※」を計画期間5年間平均3 3パーセント以上にする。

※ 令和7年度は約3 1%となっている

第12次足立区交通安全計画の概要

4 重視すべき3つの柱と主な取り組み

柱1 高齢者及び子どもの交通安全の確保

- ア 誰もが安心できる交通環境の整備
(歩道等のバリアフリー化、通学路点検等を通した生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進)
- イ 高齢者及び子供を対象とした交通安全教育の推進

柱2 自転車の安全利用の推進

- ア 「自転車用ヘルメット購入補助」による自転車用ヘルメット利用の促進
- イ 自転車専用通行帯・ナビマークの設置推進
- ウ 自転車に対する交通反則通告制度適用に伴う、交通ルール周知啓発の推進

柱3 二輪車及び、特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進

- ア ヘルメットあご紐の正しい結着、胸部プロテクター着用の推進
- イ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの交通違反取締強化と安全利用啓発の推進

第12次足立区交通安全計画の概要

4 重視すべき3つの柱と主な取組み

柱1 高齢者及び子どもの交通安全の確保

ア 誰もが安心できる交通環境の整備

- バリアフリー化も含めた歩道や防護柵（ガードレール）の整備
- 警察署やPTAなどと協力しての通学路の安全点検を行っていく



イ 高齢者及び子供を対象とした交通安全教育の推進

- 住区センターでの高齢者向け交通安全講話の実施
- 警察署と協力し、幼稚園・保育園での交通安全教室や、小学3年生向けの「自転車安全運転免許発行」を行っていく



第12次足立区交通安全計画の概要

4 重視すべき3つの柱と主な取組み

柱2 自転車の安全利用の推進

ア 「自転車用ヘルメット購入補助」による 自転車用ヘルメット利用の促進

- 令和5年のヘルメット着用努力義務化により広報啓発をより強化
- ヘルメット購入補助について令和8年4月から3000円に増額し、さらなる拡充を進めていく



イ 自転車専用通行帯・ナビマークの設置推進

- 足立区自転車活用推進計画に基づき、自転車走行環境整備を進めている
- 自転車専用通行帯や、法定外表示である自転車ナビマークの整備を行っていく



第12次足立区交通安全計画の概要

4 重視すべき3つの柱と主な取組み

柱2 自転車の安全利用の推進

ウ 自転車に対する交通反則通告制度適用に伴う、交通ルール周知啓発の推進

- 令和8年4月より自転車交通安全に関する街頭指導委託を開始し、自転車の交通安全の周知啓発を重点的に進めていく
- 警察署とも協力した自転車ストップ作戦や自転車実技教室を通じ、交通マナーの周知を継続していく



第12次足立区交通安全計画の概要

4 重視すべき3つの柱と主な取組み

柱3 二輪車及び、特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進

ア ヘルメットあご紐の正しい結着、胸部プロテクター着用の推進

- ヘルメットの正しい着用やプロテクターの使用についての広報啓発を進めていく



イ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの交通違反取締強化と安全利用啓発の推進

- 警察や地域交通安全活動推進委員等による二輪車事故防止に向けた各種キャンペーンを実施していく
- 小型モビリティの交通ルール周知徹底、交通違反の取締り強化を行っていく

